（座席ベルト等）

第254条の2　座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第66条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　当該一般原動機付自転車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

二　振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。

三　取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

四　乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

五　座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

２　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則6.及び7.に定める基準とする。